

令和5年度 障害福祉関連事業について

I 障害福祉課の事業

①第5次長期計画・障害福祉計画（第7期）の策定

令和6年度から始まる障害者施策に関する第5次長期計画・障害福祉計画（第7期）の策定に向け、今年度はその改定へ向けた検討を行う年となります。本市の地域課題、現在の社会情勢や動向を反映した国の基本方針及び今期計画期間中に施行された障害者アクセシビリティ推進法等の国内政策などを踏まえ、包摂型社会・地域共生社会の実現に向け計画の改定作業を行います。

②茨木市立障害福祉施設の事業内容変更

今年度から市立障害福祉施設3施設の新たな指定管理が開始します。

障害者就労支援センターかしの木園に関しては、指定管理事業者が変更となり、事業内容も、現在・未来の市民ニーズに合わせ、就労継続支援B型事業及び自立訓練から、就労移行支援事業及び就労定着支援事業に変更となります。

障害者の就労を支援し、社会参加の促進を図ることを目的に、一般就労に当たっての訓練、就労先とのマッチングの支援及び求職活動支援等、支援を要する障害者のニーズに応え、企業等への就労及び就労先への定着を支援するとともに、かしの木園の利用者のみならず市内障害者が一般の就労を目指し、定着できる環境づくりを進めて参ります。

障害福祉センターハートフルに関しては、本分科会のあり方検討会での意見も踏まえ、地域共生社会の推進に向け、今期指定管理期間中に貸館対象団体の拡大を検討してまいります。

③「行かなくてもいい市役所」の推進

市HPやSNSを通じた制度情報の発信、説明動画の作成、オンライン申請フォームの公開を推進しています。オンライン申請については令和5年3月末時点で25事務の申請フォームをホームページに公開しており、令和4年度は177件の申請をいただきました。今後、申請フォームの公開を進めていき、令和6年3月末には55事務の申請フォームを公開する予定です。

2 福祉総合相談課の事業

①地区保健福祉センターの整備について

子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、福祉や保健に関する困りごとを含めた、地域住民を支援する拠点として、市内5か所（北・東・西・中央・南）に地区保健福祉センターの設置を進めています。

地区保健福祉センターを中心に、障害のある方を支援する障害者相談支援センターを含めた様々な関係機関や専門職が今まで以上に連携を図り、近年増えている8050問題などの複雑かつ様々な課題を抱えた方への支援を行って参ります。

開設状況は次のとおりです。

【令和3年度】

- 東保健福祉センター（西河原二丁目17番4号 茨木市西河原多世代交流センター内）

【令和4年度】

- 西保健福祉センター（南春日丘五丁目1番8号 茨木市沢池多世代交流センター内）
- 南保健福祉センター（新和町21番27号 茨木市葦原多世代交流センター内）

【令和5年度】

- 中央保健福祉センター（片桐町4番26号 障害福祉センターハートフル内）

※北圏域につきましては、令和6年度以降の開設を目指しています。

②特定相談支援事業所開設等補助金について

障害児・者の相談支援体制の強化を図るため、前年度に引き続き、新たに相談支援事業所を開設する場合や相談支援専門員の増員を行った場合に補助を行い、相談支援専門員の増員に努めます。

補助内容及び補助上限額は、次のとおりです。

【事業所の新規開設】

- 開設に必要な経費 50万円
- 開設後の運営に必要な経費 120万円（10万円／月、12か月間）

【相談支援専門員の増員】

- 相談支援専門員の人件費 約340万円（36か月間）

3 発達支援課の事業

障害児福祉計画（第3期）の策定

令和4年度に障害児等の生活状況や、施策に関するニーズ等の把握をするため実施したアンケートの結果や令和6年度の児童福祉法改正を踏まえ、令和6年度から始まる障害児福祉計画（第3期）の策定を行っていきます。